

別添

ダイオキシン類採取測定分析業務仕様書

1 業務の名称

ダイオキシン類採取測定分析業務（以下「本業務」という。）

2 業務内容

- (1) ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、2 の（1）から（3）までに記載する廃棄物焼却炉その他の施設（以下「各焼却炉」という。）から排出される排出ガス、ばいじん及び焼却灰その他の燃え殻（以下「燃え殻」という。）を採取し、採取した検体に含まれるダイオキシン類濃度を測定（以下「濃度測定」という。）する。
- (2) 労働安全衛生規則（昭和 4 7 年労働省令第 32 号）第 592 条の 2 第 1 項の規定に基づき、各焼却炉を有する施設（以下「各家畜保健衛生所」という。）の屋内外作業場における空気を採取し、採取した空気中のダイオキシン類濃度を測定（以下「作業環境測定」という。）する。

3 各家畜保健衛生所の場所及び各焼却炉の概要

番号	場所	製造会社	型式	焼却能力	火床面積	解剖(焼却)棟焼却室面積
(1)	鳥取家畜保健衛生所 鳥取市国安 210	インシナー工業株式会社	AKS-18S 型	190kg/時間	4.51 m ²	39 m ²
(2)	倉吉家畜保健衛生所 倉吉市清谷町二丁目 132		特 AK-150 型	160kg/時間	2.56 m ²	36 m ²
(3)	西部家畜保健衛生所 西伯郡伯耆町金屋谷 1540-17		特 AK-150 型	150kg/時間	2.56 m ²	36 m ²

4 業務期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 20 日まで

ただし、契約期間は契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

5 採取測定内容

(1) 濃度測定

ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成 11 年政令第 433 号。以下「政令」という。）第 4 条により、ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 6 7 号。以下「施行規則」という。）第 2 条及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則第 2 条第 2 項第 1 号の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成 16 年環境省告示第 80 号。以下「環境省告示」という。）に基づき行う。

ア 測定対象項目

(ア) 排出ガス中のダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル）：1 検体/年

(イ) 焼却灰及びばいじん中のダイオキシン類（ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾー

パラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル)：各1検体/年
但し、鳥取家畜保健衛生所のばいじんは除く。

イ 測定法

(ア) 排出ガス中のダイオキシン類

日本産業規格K0311に定める方法によること。

(イ) ばいじん及び燃え殻中のダイオキシン類

環境省告示に定める方法によること。

(2) 作業環境測定

屋内作業場における空気中のダイオキシン類濃度は、法第2条第1項に規定するダイオキシン類のものとする。

ア 測定対象項目

(ア) 空気中の総粉じん濃度：2回/年（6か月以内）

家保名	相対濃度指示法		質量濃度変換係数の算出のための測定点数
	A測定点数	B測定点数	
鳥取家畜保健衛生所	5点	1点	—
倉吉家畜保健衛生所	6点	1点	1点
西部家畜保健衛生所	6点	1点	1点

(イ) 各家畜保健衛生所が事前提出するD値を用いたダイオキシン類濃度の推定：2回/年（6か月以内）

※倉吉家畜保健衛生所及び西部家畜保健衛生所のD値はろ過捕集方法及び重量分析方法により算出されているため、質量濃度変換係数の算出のための測定が必要。鳥取家畜保健衛生所のD値は、相対濃度指示法により算出されている。

イ 測定法

廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日付基発第401号の2）の別紙1「空気中のダイオキシン類濃度の測定方法」に定める方法によること。

6 採取及び測定の時期

(1) 濃度測定

検体の採取及び測定（以下「採取測定」という。）は、各年度の10月1日から3月1日まで（後期）の年1回とする。

(2) 作業環境測定

採取測定は、年2回とし、各年度4月1日から9月30日まで（前期）に1回目、10月1日から3月1日まで（後期）に2回目とし、2回目の採取測定は1回目の採取測定から6か月後とする。

(3) (1) 及び (2) の採取測定の日程については、実施する各家畜保健衛生所との話し合いにより決定するものとする。

7 成果品

(1) 濃度測定

採取測定の後、測定の日から6週間以内に計量証明及び報告書（A4判・考察含む。）を2部作成するとともに、施行規則第8条に規定する様式第6のダイオキシン類測定結果報告書に測

定結果を記入したものを添付し、各家畜保健衛生所、家畜防疫課に各1部ずつ提出するものとする。

(2) 作業環境測定

採取測定の後、測定の日から3週間以内に報告書及び考察を2部作成し、各家畜保健衛生所、家畜防疫課に各1部ずつ提出すること。ただし、初年度の1回目の報告書及び考察については令和7年9月30日までに提出すること。また、最終年度の2回目の報告書及び考察については、令和10年3月20日までに提出するものとする。

8 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、本業務に係る契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

9 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者並びに10の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、(1)及び(2)の規定を遵守させなければならない。
- (4) 発注者は、受注者が(1)から(3)までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) (1)から(4)までの規定は、業務期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

10 再委託の禁止

- (1) 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。
- (2) 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、(1)の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - ア 再委託の契約金額が本業務に係る再委託する年度の年度委託料の額の50パーセントを超える場合
 - イ 再委託する業務に本業務の中核となる部分が含まれている場合
- (3) 受注者は、(1)の承認を受けて第三者に再委託を行う場合、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して責任を負わせなければならない。

11 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に対して報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

12 報告及び検査

- (1) 受注者は、各年度の前期及び後期の各業務を完了したときは、それぞれ7に定めるところにより、前期においては作業環境測定に係る報告書及び考察を、後期においては濃度測定に係る計量証明及び報告書、作業環境測定に係る報告書及び考察を各家畜保健衛生所及び家畜防疫課

に提出し、発注者は、報告書及び考察を受領した日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査をそれぞれ行う。

- (2) 発注者は、(1)の規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者にそれぞれ通知しなければならない。
- (3) 受注者は、(1)の検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅延なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においても(2)の規定を準用する。

13 委託料の支払

- (1) 受注者は、12(2)の各年度における前期、後期それぞれの通知を受領した後、速やかに当該期間に係る委託料を請求する。
- (2) 発注者は、正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。
- (3) 発注者が、正当な理由なく(2)に規定する支払期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し政府契約の支払遅延防止法等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息の支払を甲に請求することができる。

14 違約金

発注者は、受注者が4に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料総額から既完了部分(受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。)に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第120条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

15 個人情報保護

- (1) 受注者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下、「特記事項」という。)を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、10の規定により本業務を発注者の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して、特記事項を遵守させなければならない。

16 仕様書遵守に要する経費

この仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

17 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。